教 施 第 ６ １ ２ 号
平成２６年７月１６日

各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育庁総務政策局施設課長

「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部長から通知がありましたので、今回の改正省令の施行により、吹き付けられた石綿等のほか、石綿等が使用されている張り付けられた保温材、耐火被覆材等についても、損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととなるほか、改正法等の施行により、これまで、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うこととなります。（別添２、３参照）

なお、石綿等が使用されている張り付けられた保温材、耐火被覆材等について、今後、使用実態調査の実施及び対応状況のフォローアップ調査を実施する予定ですので、調査漏れのないよう、改めて現状を把握しておくなど事前の対応をお願いいたします。

施設助成グループ
担当：佐々木
TEL 011-231-4111（内 35-480）
FAX 011-232-1042